

平成30年度第2回  
文京区景観づくり審議会会議録

日時：平成31年1月29日（火）

午後1：30～午後2：30

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

**○萩原幹事** それでは、定刻になりましたので、ただいまより「平成30年度第2回文京区景観づくり審議会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当しております、都市計画部住環境課長の萩原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これからは着座にて、失礼いたします。

初めに、事務局から傍聴の方々をお願い申し上げます。お手元の資料でございますように静粛に傍聴していただくとともに、拍手などはご遠慮ください。また、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

録音、撮影などはできないこととしておりますのでご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお本日は、ケーブルテレビの収録を行っております。どうぞご了承ください。

次にお手元の資料を確認させていただきます。あらかじめ送らせていただいた資料として、次第、座席表、名簿、及び右肩に資料第1号と書かれたA4の紙がそれぞれ1枚、「文京区景観計画」及び右上に取扱注意と記載のある「景観事前協議の事例について」を机上配付資料としております。

なお「文京区景観計画」及び取扱注意と記載のある「景観事前協議の事例について」につきましては、審議会終了後に回収いたしますので、席上に置いたままにさせていただきますようお願い申し上げます。

お手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら事務局へお声をお掛けください。大丈夫でしょうか。

次に、委員の出席につきましては過半数の委員に出席をいただいておりますので審議会は成立しているということになります。

それでは本日の審議会の進行につきましてお手元の次第に従い、「第18回文の京都市景観賞」の表彰式を行い、途中休憩を挟みまして審議会を再開したいと思います。

それでは、「第18回文の京都市景観賞」の表彰式を始めさせていただきます。

表彰式の開会に当たりまして、成澤区長より、挨拶を申し上げます。

区長、よろしくお願いいたします。

**○成澤区長** 皆さん、こんにちは。区長の成澤でございます。

本日は、「第18回文の京 都市景観賞」の表彰式でございます。一言ご挨拶を申し上げます。本区では、文京区の大切な都市景観であります緑や坂を大切にこれまでもまちづくりを行ってまいりました。今後とも区民や事業者の皆様方の協力をいただきながら、魅力あふれるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

今回の景観賞では、景観創造賞として、区の施設でございますが、文京区教育センター、そして地域の大切なシンボルツリーとして地域を長く見守ってきた弓町の大クスがふるさと景観賞に。景観づくり活動賞として文京区坂道マップ、坂道を活用したマップ作成やイベントを行っていただいております活動を都市景観賞として表彰することといたしております。

今回受賞されました3つの賞を区内外に大きく広めることで、本区の魅力をさらに発信していきたいと考えているところでございます。

この審査に当たりましては、岸田会長をはじめ、委員の皆様方に書類審査及び現地調査をしていただきまして、厳正な審査をお願いしまして、心から感謝を申し上げます。おかげで、今回も文の京にふさわしい景観賞が選考できたと思います。引き続きのお取り組みをお願い申し上げ、日ごろからのお力添えに感謝をして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

**○萩原幹事** ありがとうございます。

それでは、表彰状の授与をとり行わせていただきます。

これより、表彰状をお渡しいたします。

区長、よろしく願いいたします。

最初に、「景観創造賞」を表彰いたします。

この賞は、「地域の町並みにふさわしい景観を新たに創造している建築物」などを表彰するものでございます。

景観創造賞は、「文京区教育センター」でございます。

こちらの物件につきましては、良好な住宅街にあって、横線を基調とする洗練された意匠と多用された木の表情が、文京の地にふさわしい落ち着いた景観を生み出していることから選定されたものでございます。区の施設であることから、所有者の表彰は行いませんが、広くお知らせする意味合いも踏まえ、プレートを設置いたします。

受賞者は、推薦をされました山口勝様でございます。

それでは山口様、どうぞ前にお進みください。

**○成澤区長 表彰状**

文の京 都市景観賞 景観創造賞

推薦者 山口勝様

あなたが推薦された「文京区教育センター」は、文の京 都市景観賞 景観創造賞に認められました。よってここに表彰します。

平成31年1月29日 文京区長 成澤廣修

どうもありがとうございます。

(拍手)

**○萩原幹事** 次に、「ふるさと景観賞」を表彰いたします。この賞は、「区民に身近なものとして親しまれ、心のふるさととして景観形成に貢献しているもの」を表彰するものでございます。

ふるさと景観賞は、「弓町の大クス」でございます。

受賞者は、パークハウス楠郷臺管理組合理事長、中山宗太郎様と推薦をされた松田尚子様でございます。

松田様は本日所用によりご欠席とのご連絡を承っております。

中山様、どうぞ前にお進みください。

**○成澤区長 表彰状**

文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞「弓町の大クス」

パークハウス楠郷臺管理組合 理事長 中山宗太郎様

この地域を長く見守ってきた大クスの木はゆるぎない存在感を示し地域のシンボルツリーとしてふるさとの心の風景に生きています。よってここに表彰します。

平成31年1月29日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

(拍手)

**○萩原幹事** 続きまして、「景観づくり活動賞」を表彰いたします。この賞は、「美しいまちづくりに貢献している区民や団体の活動」を表彰するものでございます。

景観づくり活動賞は、「文京区坂道マップ」です。

受賞者は、さんぽみち総合研究所株式会社代表取締役、山崎みどり様です。

なお、さんぽみち総合研究所株式会社の沼田様にご推薦をいただいたため、推薦者の表彰はございません。

山崎様、どうぞ前にお進みください。

**○成澤区長** 表彰状

文の京 都市景観賞 景観づくり活動賞「文京区坂道マップ」

さんぼみち総合研究所株式会社 代表取締役 山崎みどり様

坂道マップの作成や坂を歩くイベントの開催などを通じ変化に富む文京区の地形を楽しむきっかけが生まれ、地域への愛着、景観への意識を醸成する上で大いに貢献しています。よってここに表彰します。

平成31年1月29日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

(拍手)

**○萩原幹事** ありがとうございました。

それでは、都市景観賞の選考審査をいただきました当審議会会長から、総評を兼ねて、ご挨拶をお願いいたします。

岸田会長、よろしく願いいたします。

**○岸田会長** 岸田でございます。

本日は受賞者の皆様、受賞おめでとうございます。文京区の都市景観賞は今年度で18回目でございます。対象となる景観や活動などは全て区民の皆様から推薦いただき、さらに区民も参加していただき受賞作を選考するという非常にユニークな賞でございます。今回も多くの区民の皆様から推薦をいただき、文京区らしいすぐれた景観や活動が受賞作として選定されました。

総評として申し上げますと、今年度の3つの受賞作は改めて表彰されるべき景観とは何かという基本的な問いに対する答えを示されたと思います。1つは、景観とは自然と人、人と人が関係し、時間をかけ応答しながら生まれるものであるということ。2つ目は景観とは人がそこを訪れ、経めぐりながら初めて実感できるものではないかということです。

以下、具体的に少しコメントさせていただきます。まず、景観創造賞の区立教育センターですが、これは一つの建築としてある意味当然なのですが、人工物の塊でございます。しかし、そこで使われた木材はコンクリートやガラス、金属といった人工物の集合体に加わり、響き合って最終的に区のとかくかたくなりがちな公共施設にやわらかい表情を醸し出し、周囲に溶け込む洗練された景観を生み出しております。それは自然の樹

木を人の手で加工し、その内部にもともと宿っていた美しさを日本の伝統的な繊細さをもって表すことにより可能になったものだと思っております。

対照的にふるさと景観賞の大クスは、自然の造形がつくり出す存在感が圧倒的でございます。一見、人の営みにかかわるものはほとんど感じられません。しかし、数百年にわたりこのクスを守り、維持してきた多くの方々の営為が受け継がれてきたからこそ初めて現在のクスの姿があるわけです。このクスは長くこの場所のシンボルでありましたが、教育センターとは違った形でここでも自然の力に人間が寄り添いながらそれを支え、見事な景観がつくり出されたと考えております。

最後になりましたが、活動賞です。活動賞となりました文京区坂道マップは坂道という文京区の景観要素に注目しただけではなく、区全域に広がる景観を散歩しながら楽しめる、そういった仕掛けを考えられたものだと思います。これまでの景観賞でも示されたように区内には多くのすぐれた景観となる場所がございます。このマップは坂道を経めぐりながら文京区全体に広がるそうした景観という一つの大きな資産だと思うのですが、資産へ多くの人の意識を向け、文京区の魅力に気づかせてくれると私は確信しております。

今回は平成最後の賞の選定になりました。結果として受賞作はそれぞれ、それにふさわしくこの景観賞を通し私たちは何に気づくべきか、何を次の時代、次の世代に伝えていくべきか考えるよいきっかけとなったと思います。改めて受賞作を生み出し、守り、それを推薦された方々に御礼を申し上げますとともに、お祝い申し上げます次第でございます。

本日はおめでとうございました。

**○萩原幹事** ありがとうございました。

本日、表彰いたしました都市景観賞につきましては、区報「ぶんきょう」2月10日号及び区のホームページに掲載を予定しております。

また、今回受賞されましたものと歴代の表彰物件を、シビックセンター地下2階の区民ひろばにて、2月21日木曜日から2月25日月曜日まで、パネル展示を行います。皆様、よろしければお立ち寄りください。

今後、都市景観賞のリーフレットを作成いたしまして、広くPRを図ってまいります。これで、「第18回文の京 都市景観賞 表彰式」を終了させていただきます。

受賞者の皆様、本日はお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

した。これからも文京区の景観づくりにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここから休憩時間を利用して、記念写真の撮影を行いたいと思います。受賞者の皆様は机の前へご移動ください。

委員の皆様はこれから10分間休憩とさせていただきます。1時55分から審議を再開させていただきます。委員の皆様にはもしも退出されるようであれば前の扉をご利用ください。

区長と岸田会長は、受賞者席の前列中央に移動をお願いいたします。

なお、区長は所用がございますため、記念写真撮影後、退席をさせていただきます。それでは休憩といたします。

(記念写真撮影)

(成澤区長退席)

( 休 憩 )

**○萩原幹事** 皆さんおそろいですので、審議会を再開したいと思います。

まず、会場のマイクの使用方法でございますが、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了しましたら、スイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

なお、これからの進行は岸田会長にお願いすることといたします。

岸田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

**○岸田会長** 本日は昨年度の景観事前協議の報告でございます。報告事項1の景観事前協議の実績等について資料がございます。事務局より説明をお願いいたします。

**○浅賀幹事** 住環境課、景観担当の浅賀です。それでは報告事項1、景観事前協議の実績等についてご報告いたします。資料第1号をごらんください。

平成29年度景観事前協議実績について報告いたします。

総件数は198件です。内訳についてはごらんのおりとなっております。また、下段はそれぞれで占める割合をパーセントで示しています。次に過去5年の景観事前協議、年度別件数でございます。ここ数年、170から200件程度で推移しております。

続きまして、「2 景観形成基準の内訳」になります。

協議物件が都の景観形成基準に該当しているか示した資料となっております。一般基準は全ての物件が対象となりますので100%となっております。

そして、景観特性基準及び地区限定基準に該当した物件数となっております。それぞれの件数は97件、26件となっております。その下の表は景観特性基準と地区限定基

準の適用と件数になっております。

次に「3 指導事項別内訳」になります。協議いただいた物件が景観アドバイザー会議において、どのような事項について要請し改善をしていただいたかを示した表となっております。内訳については接道部の緑、塀、設備機器等の外構仕上げ、駐車場等の仕上げに関する指導事項が多くなっております。

続きまして、机上に配布しております右上に取り扱い注意と記載のある景観事前協議の事例についてをごらんください。最近の主な景観協議事例についてご報告いたします。なお、事例の紹介については、所有者様から委員の方のみの資料提供の許可を得ているため、傍聴席には入っておりません。

事例1です。事例1につきましては、共同住宅の建築事例でございます。この敷地は大通り沿いではありませんが、アイストップとなっている敷地角に植栽帯を設け、緑量感に配慮しています。また、コンクリートで無表情な印象になりがちなバイク置き場についても協議の中でより緑量感を出すように指導した結果、植栽帯で分節する工夫をしていただきました。

事例2につきましては、区道整備の事例です。この事例は擁壁の部分の安全性を考慮し石積みからコンクリートへと変更しましたが、そのままでは無表情なしつらえとなってしまうため、スリットを入れて圧迫感を軽減するよう協議を行いました。

また、防護柵についても安全上必要な部分以外は落ち着いたダークブラウンの色彩のものを使用し、周辺景観に配慮するよう依頼しました。

資料の説明については以上となります。

**○岸田会長** ありがとうございます。

今の事務局からの説明内容について、何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

1つ私のほうから質問ですが、事前協議の事例の2つ目です。スロープとか擁壁を整備されたもの。これは区のほうの仕事といたしますか、工事なんでしょうか。民間でございいますか。

**○浅賀幹事** 事例2は区の発注工事であります。

**○岸田会長** なるほど。これは歩道の整備の一環ですか。

**○浅賀幹事** 擁壁を工事した中で道路工事も一緒に行っています。

**○岸田会長** なるほど、わかりました。区としてできる配慮はされたということでござ

いますね。

○浅賀幹事 はい。そうです。

○岸田会長 どうぞ、土田先生。

○土田委員 すみません、関連してなんですけれども、ちょっと私もうろ覚えなんです  
が、区道の整備ですので、区の土木のほうの発注案件ですね。

○浅賀幹事 はい。

○土田委員 計画設計も土木。

○浅賀幹事 そうです。

○土田委員 庁内調整としてはこの一覧表にありますような、民間を指導誘導する手続  
きとは別ラインがあるのでしたか、庁内調整は。

○浅賀幹事 事前協議としては同じ協議を行っています。

○土田委員 民間と同じプロセスで協議をされていると。

○浅賀幹事 そうです。

○土田委員 そうですか。それで、景観アドバイザーの方が、従前ご紹介をいただいた  
ときに、建築、都市計画、ランドスケープというお三人のスペシャリストとお伺いをし  
ていたのですが、その後増えたんですか。

○浅賀幹事 変わらずです。すみません、2名から4名に変わって、去年からは変わっ  
ていません。

○土田委員 去年からは変わっていない。2名から4名になったのを、ご専門も先ほど  
の3種類の専門ですか。

○浅賀幹事 各1名で。

○土田委員 各1名。

○浅賀幹事 土木1、建築1、ランドスケープ1、都市計画1。

○土田委員 なるほど、土木の方も入られたんですね。

○浅賀幹事 そうです。

○土田委員 そうですか。すみません、記憶の中で土木の専門家の方が従前いらっしや  
らなかったもので、この種の土木施設の修景計画についてはどうなされたのかなというの  
をお聞きしたかったのですけれども。

ただ、ちょっと感想を申し上げますと、このA種の波型とダークブラウンの防護柵、お  
そらくA種なので、250ニュートンの強度が必要だということになっていていると思

うんですけれども、この2階建てかなり特注でお高そうなのですが、あまりできがよくないなというか。簡単にいうと、高いわりには上手ではないなというところがあるので、事例としては取り組んだということでもいいと思うんですが、もうちょっとA種もきれいな防護柵がたくさんありますので、ぜひ今後ご検討いただいて。意見でございます。

○岸田会長 すみません、A種って何ですか。

○土田委員 ごめんなさい。A種防護柵というのは10トンが当たっても壊れないという一番強いものです。

○岸田会長 10トンの重いもの？

○土田委員 10トンのトラックが当たっても、基本はみ出さないというタイプのものです。

○岸田会長 すみません、この写真でいうと、どこがそれになるのですか。

○土田委員 この白い波形ガードレールというのが下に入っていますけれども、これはA種相当を多分指導されてついていると。通常2段になるのですが、あえて工夫をされたと。

ちなみにこの上のほうのやつは人が落ちるのを防止する柵なので、10トンとかという横力はいらなくて、越えないようにという高さ制限がある。1,000とか1,100とかという高さを設定する。防護柵はいろいろな種類と基準があってややこしいところなので、ぜひアドバイザーの方と土木部とも一緒に協議されて、いろいろなものを——いろいろなものというか、区のオリジナルはなかったんですか。

杉並区は杉の子マークという、区道には全部杉の子が入っている。標準品はあまり景観的には容認しないんですけれども、アイデンティティーの関係で言えば。ごめんなさい、ちょっと発展させてしまいました。ありがとうございます。

○清水委員 私もこれ、特に2番目のほうがよくわからないんです。

○土田委員 わからない、そうです。

○清水委員 ほんとうによくなったのだろうかというのが、わからないという感じがありまして。せめて写真を撮るにしても同じアングルで撮ってもらわないと比較ができないのと、何かもう少し表情がどうなっているのか、よくはなっているんだろうとは思いますが、これは完全に完成後の写真ですか。下の右はできていませんよね。

○浅賀幹事 上は着手前の古い……。

○清水委員 上は着手前ですね。下の……。

○浅賀幹事 下の左側が同じ方向から撮った写真となっております。

○清水委員 右側の写真は、これまだ……。

○土田委員 逆アングルです。

○浅賀幹事 右は別の場所になっています、別というか同じ現場内の別の……。

○清水委員 別のアングルなんですけれども、これは完成形ですか。

○浅賀幹事 下2枚は完成形です。

○清水委員 これは完成しているんですか。

○土田委員 先生、厳しい。

おそらく、ここが斜めに切れていたやつを盛り足して、直角にして増えているんだと思うんです、ここが。このスロープ部分を延長して平らな部分が擁壁になっていて。

○清水委員 これは、だけど、ここに隙間がものすごくあるじゃないですか、これだと。

○土田委員 あります。この最後のところですね。ここは途中っぽいですよね。

○清水委員 これは途中っぽい。ここから人が落ちる気が……。

○土田委員 そうですね、確かに。

○岸田会長 専門委員のほうからご指摘がありました。清水先生、どうでしょうか。まとめとして。

○清水委員 こういうところに出てくる資料ですので、資料を精査させていただいたほうがいいかと思えますので、いろいろな部分で疑問が、できているのかどうかも疑わしく見えてしまうような写真だとかは下げたほうがいいのではないのかなと思えます。ちょっと私のコメントです。

○萩原幹事 今後資料の作成についてはわかりやすいように工夫してまいりたいと思えます。

○岸田会長 ほかにご意見等ございますか。金子委員、どうぞ。

○金子委員 事前協議の実績の件数にかかわることですけれども、従前この件数について、事前協議ということで、事前というのがいわゆる建築確認なんかをとる前に、景観の協議も終わらせておいてほしいという意味で、事前協議ということで位置づけられていると説明を聞いています。

以前、建築確認実はもう終わってしまって、その後、協議をやっているというような事例もあるということで、この事前協議がほんとうは確認が下りる前に終わるように周知なども含めて取り組んでいきたいというような報告があった経過があると思えます。

平成29年度については198件で、終了は174件ということですから、174件については事前にそういうことで終了した件数ということでもいいのかどうかということが1点と、それから確認申請との関係で民間の検査機関などでほとんどこの間下りているということがありますので、その議論があったときに民間のそういう会社にも文京区ではこういう事前協議の項目がありますということでしっかり周知するというようなことを説明を受けていた経過がありますが、それは引き続きそういう形で行われているのかどうかと、その2点について教えていただければと思います。

**○萩原幹事** まず、件数のところですけども、協議件数が198件で協議終了件数が174件となっているのですが、こちらは平成30年3月31日現在の数字をカウントしてございまして、最終的には年度をまたぎまして、198件全て協議終了ということになります。

景観協議につきましては、建築確認前に都市計画部のほうで事前にこういった手続きが必要かというのは一表になったものがございまして、それは景観協議にかかわらず、解体の工事であるとか、どこに協議をすればいいというのが一表になったものがございまして、そちらのほうで事業者には周知を図っているという状況でございます。

**○岸田会長** 金子委員、どうでしょうか。

**○金子委員** 2点目の民間の会社にもそういう形で周知するというのは、以前、そういったことをしっかりやりますということで経過があったと思います。それについても引き続き行われているという理解でよろしいでしょうか。

**○萩原幹事** 周知しております。

**○金子委員** わかりました。

**○海津委員** 今の事前協議についてなのですけれども、工事、近隣の小石川の特別地区のところにもちょうど入っているところだと思うのですが、マンションの工事をやるに当たって、さまざまな協議があったという報告がある中で、景観の協議というのは出てきていなかったんです。入っていなかったということも、実際の名前は出しませんけれども、そういうことがあったときに、やはり建築確認までまだいっていないということもあるかもしれませんが、やはり事前協議ということが広くもっと周辺住民の方たちにも、その辺の景観の事前協議がどんなことが行われたんですかというような区との協議という内容が工事着工前にきちんと周知されるということも、これは景観計画の中では非常に重要な理解啓発にもなっていくと思うので、そこは徹底をお願いしたいと思うの

ですが、いかがでしょうか。

**○萩原幹事** 景観協議は対象規模によって行われているということもありますので、全ての物件というわけではない……。

**○海津委員** 3,000平方メートル、1万ぐらいは、なるとありますよね。

**○萩原幹事** 場所によって異なるという取り扱いでやらせていただいております。

**○海津幹事** この特別地区内であったら、対象に入る？

**○萩原幹事** 今、こちらで表になっているものはあるのですけれども、なかなか言葉で表現するのが難しいのですが、基本的には幾つか重点地区がございまして、例えば根津景観形成重点地区ですと、対象規模は全てということになってまいります。

それから、第1種低層住居専用地域ですと敷地面積が200平米以上。その他の地域ですと、400平米以上または延べ床面積が1,000平米以上というようなことで、ほかにも神田川景観基本軸ですとか、文化財庭園等景観形成特別地区といったところで多少対象規模が異なってまいります。

**○海津委員** わかりました。今、ご担当課のところでもなかなか説明が難しいような状況ということは今わかりました。ということは事業者であってもなかなかそのあたりが周知、理解、徹底して事前協議にきちんと臨んでいるかといったら、なかなか難しい問題があるのではないかなと。むしろ建築確認が下りて、あら、済んでいませんからと後戻りをするような状況というのは推察できるかなと。

そうなったときに建築確認がもう下りちゃったから、事前協議もできることが非常に狭くなってしまうということもあるかもしれないので、その辺のあたりの徹底は今後お願いをしたいと思います。要望で結構でございます。

**○萩原幹事** 今、私は言葉で説明するのが難しいと申し上げましたけれども、パンフレットのほうにはそちらが明記されてございますので、そちらを見ていただければ事業者の方はわかるようにはパンフレットをつくってございます。

いずれにいたしましても、周知は徹底してまいりたいと思っております。

**○岸田会長** ありがとうございます。そのほかはいかがでしょう。

**○土田委員** すみません、何回も蒸し返して申し訳ありません。先ほど清水先生がおっしゃった、事例にお示しいただくならばわかりやすいという話に関していうと、事例2の区道整備のほうの話は、1のほうでもそうなんです、こちらの一覧表にまとめたいただいた、例えば件数ということていくと、工事の書類別内訳ていくと、例えば2番目

のやつは道路公園の4件のうちの1つという理解でよろしいですね。

その次に景観計画との関係、簡単にいうと表記をそういうふうどこに該当するのかわかるのかというのにはぜひ入れてほしいというお願いが1つと、もう一つ裏側の景観形成基準の内訳でいうと、例えば景観特性基準なのか、地区限定基準なのかという話も訳があったほうがうれしいなと思いますし、先ほど清水先生のご指摘もあってみる中で、これは坂道基準に該当しますかという。見た目は区道で坂道なので、景観計画上は坂道基準に該当する坂道を限定しているの、それに該当かそれ以外かということだと思わなければならないけれども、そうではないとすると、公共施設整備が景観を誘導するといっている公共施設整備上、要は襟を正す意味できちんとしたものをつくりましますよといっている95ページからの公共施設における先導的な景観づくりという項目の中にたった3行ですけれども、道路に関してあって。

街路樹を植えるとか、緑を入れるとか、うるおいのある景観形成とか、カーブミラーやガードレール、道路照明、歩道橋、道路標識など付属物と舗装、色彩、素材の工夫、周辺の景観と調和をしようと書いてあるんですけれども、先ほども先生のご指摘があったように、コンクリートでディテールがわからないのと、清水先生もご指摘があった、何で最後のところだけ柵がなくて人が落ちてしまうような絵になっているのだろうみたいな話が、いずれにせよ基準がどれかということと、それに見合っただけでこうなったということ、場合によっては民間の場合はできなかったということが当然あって、それは今後の指導誘導につながる反省点としてあるのですが、公共施設整備の場合はそこはできたことと、できないことを正直に言うだけでは多分とどまらない部分もあろうかと思うので、ぜひ事例に挙げるときに、基準が何によっているのかということと、何ができたのかということ、民間の事例よりもより詳しくご報告いただいたほうがいいかなと思いました。お願いします。

**○岸田会長** ありがとうございます。私のほうからも今の委員のご指摘は、大切だと思うのです。やはり公共の工事である以上は、民間をある意味鼓舞するような指導するような規範となるようなクオリティーがあるべきだと私も思いますので、ぜひ今後ご検討をお願いしたいと思います。

**○萩原幹事** 貴重なご意見をありがとうございます。わかりやすいように基準等、今後公共施設の事例を挙げる際には示させていただきたいと思います。

**○岸田会長** ありがとうございます。

**○清水委員** 同じようなことばかりで申し訳ないんですけども、いつでも景観審議会ですべてが景観賞の選定に関するものが増えて、こういうふうな実際にどういうことをやっているのかというのが唯一報告されるのがこの機会だけだと思うんですが、それにしても資料がすごく少ないと思います。

今日配られたのは本当に一例であって、例えば、これだけの指導をやっていて、これらを全部見る必要はもちろんですけれども、それぞれの分野に分かれているところではこういうことをやったというぐらいの、いくつかの景観形成基準についての指導前後の写真があれば、そういうもののストックが非常に重要だと思います。資料を見る機会はここしかないで、この2枚だけというのは少なすぎるのではないかなという気がします。来年度からは10件までぐらいのいくつかの例で構いませんので、この場合はこういう基準で考えたということのコメントが書かれたものが数ページでもあるようなものにしていただけたらいいかと思います。以上です。

**○萩原幹事** 今後につきまして、来年度以降になりますけれども、実績報告、確かにこの1回になりますので、もう少しほかの事例も集めましてご紹介できればと思っております。

**○岸田会長** ありがとうございます。今の清水先生のご指摘をお聞きしていて、やはり今回これは事後的な報告でございますよね。報告は報告でそれ以外ありようがないんですけど、個別にここで審議するというわけにはいきませんので。ただ、具体的に挙げられた報告、ことに公共施設、区の予算でやられているものについては多少ここでほんとうにそれでよかったのかどうか。事後的な何かご意見を委員の先生方にお伺いしてそれを以降の計画に反映できるようなそういう仕組みなどがあればいいのかなと思いますが、事務的にはどうでしょうか。

**○萩原幹事** 少しお時間をいただきまして、検討させていただければと思います。

**○岸田会長** よろしくお願いたします。それでは、ほかにいかがでしょうか。時間的にはまだ余裕があるようなので、どうぞ、金子先生。

**○金子委員** 今の議論の1点確認ですけども、今日は2例出ているわけですが、例えば今の今回174件協議終了ということになっていますが、協議が終了して、でも、工事が終わらないとだめかもしれませんけれども、こういう形で協議したことが具体的に完成したとか、竣工したとか、今先生方がおっしゃったような資料としてストックして、今後の検証に生かすという点では協議をやられて竣工された所有者の方なり、施工者の

方なりが例えば写真を撮って区の方に提出するとかそういうような手順にはなっているのですかという質問です。

つまり、例えば今回資料として出てきている2例については、今日この2例を出すために区の方がわざわざ撮りに行ったのか。それとも手順の中で示されているものを資料として2例をたまたまつけたのか、どちらなのかということになるのですが、それはどういうふうになっているのでしょうかということと、もし手順として、写真なり景観のものが来るといような手順になっていなければ、撮るようにされたらどうでしょうかということなのですが。

**○萩原幹事** 手順といたしましては、実績報告として写真も添付していただいています。ただ、やはりこうしてオープンというか、資料として出すにはご了解をいただいているというところで、2点目については、公共施設ですので、問題ないのですけれども、1点目もこの会議で出していいかというのは事業者の方に了解をいただいているということもありますので、全てご了解いただけるかどうか分かりませんので、その了解をいただいた範囲の中でどういった資料づくりができるかといったことは、ちょっと検討をさせていただきますと思います。

**○金子委員** わかりました。

**○岸田会長** どうぞ、海津先生。

**○海津委員** 素朴な疑問として、事前の、社名を出すは別にしても協議を行ったというところで、こういう事例としての取り扱いにハードルがあってなかなかご許可を得られないという理由があるとしたらどんなことがあるのかということが第1点と、例えば福祉の世界ですとバリアフリーにするときに、施工する工事会社は必ず同じアングルで床から何センチメートルのところとか、決まっているわけです。アングルの撮り方とか写真の撮り方が決まっているんですけれども、今回の場合先ほど先生方のほうからも再三出ておりますけれども、そういうアングルに関しての事項などは書き込まれていないという理解でよろしいのでしょうか。そこの2点を。

**○萩原幹事** アングルについては、指定をしているわけではないのですけれども、協議をしたものが報告として写ってこちらに出てくるという形になります。

民間のものにつきましては、協議前、協議後というような形で写真を提出していただいているのではなくて、完成したものの写真を提出していただいているという形になります。

○**岸田会長** 海津委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○**海津委員** ごめんなさい、私の認識が多分不足しているのだと思うんですけども、事前協議を図る際に現地に行って見ているということで、それで協議をしているという。例えばそうではないときに、協議をするときにやはり協議後の完成の写真だけではわからないのではないかなと素朴に思ったところです。

例えば今の区道のところになると、こういう擁壁のところがこの写真になっているからということで、先生方に見ていただいてアドバイスをいただくということの中であるのだとすれば、その写真と同じアングルで次もご提出いただくというふうになればいいと思うんです。だから写真は事前にあつての協議ではないかなとシンプルに思ったものですから。

○**岸田会長** 先生、新築の作業だと、事前というのは更地が写るだけということになるので、ものによって事前写真があればいいということだと思いますが。

○**海津委員** わかりました。

○**武田委員** 1個いいですか。

○**岸田会長** はい。どうぞ。

○**武田委員** この下のところの写真ですけども、私の住んでいる町会なんです。お隣の町会との境界線で、戦後、この上のような写真で、大谷石の崩れそうな状態がずっと続いてきたんですが、住民はみんなやっぱり崩れることとかを心配していたんです。

今回こういうお話があったときに、私もそういうお話をいろいろ、答申ではないですけども、伺って、いろいろな意見を述べさせてもらったのですが、この真ん中のところの道路は、隣の町会と一緒にお祭りをやっているものですから、みこしが通るとか通らないとか非常に細かい話も出たんですが、結果的にいうと、こういうようなコメントがいいかどうか、これは非常に評判がいいです。住民で、これ以降、やった後で不平は基本的には出ていない。想像以上にきれいにやってもらったというのが住民の印象でございますので、それは伝えておきたい。

○**岸田会長** ありがとうございます。やはり行ってみないとわからないというところでございますね。

先ほどの海津先生のご指摘に対してはよろしいですか。事前の情報を写真も含めてきちんと示していただければということだと思いますが。

○**萩原幹事** 先ほど会長のほうからもお話をいただきましたように、下段の区道の整備

のようなことだと、協議前、協議後ということでお示しができると思うのですけれども、新築の建物を改築にしてもそうですが、全く新しいものを建てるというときに、更地の写真を出していただいてもということになりますので、やはりこちらのほうに出していただく図面ですとか、どういった素材のものを使うとか、どういった色のものとか、そういったようなものを資料として景観協議をするときに提出していただいているというような状況でございます。

**○海津委員** 今のお話で平面図というか、設計図のところをお出しいただいた上で完成後ということの写真になると思うのですけれども承知いたしました。

ただ、そのところで全部のものが出せない、なかなか許可が降りないというところのハードルがあるとしたらそこが例えばお名前を出さなかったとしてもその平面図からこういうふうな協議でこうなりましたという過程、今回みたいなことですが、その中で蓄積したものの中でストックができない、皆さんにお示しができないというケースはどんなケースが考えられるのかがちょっと知りたいなと思ったので。

**○岸田会長** いかがでしょうか。その辺は基本的にちょっと気になる部分でもございますが。

**○萩原幹事** 物件が特定されてしまうようなものは出せないのかなというところがあります。あとは、やはりご本人に、施主の方にご了解いただかないとなかなか資料としてはご提供できないかな。もちろん実績報告の中は写真は出していただくということになっていますので、そちらはもちろんいただいているところですが、どこまで会議の場に出せるかということになってこようかと思っておりますので、やはりそれは施主の方のご了解をいただかないと難しいかなと考えているところです。

**○海津委員** わかりました。

**○土田委員** すみません、ごめんなさい。先にちょっと解説というか、変な言い方なのですが、私も文京区の景観計画は実は他区とちょっと性格を異にしている、とてもきめ細かくチャレンジをされている景観計画だと思っております。

一番の特徴は国の景観法、例えば東京都も景観計画持っていますけれども、大きくは大規模建築に対する景観指導というのが国の指針も含めて主軸になっております。要するに、敷地面積で1,000平米以上とか、延べ面積3,000平米以上とかという大規模建築を、簡単にいうと出る杭を打っていく景観計画なのですが、文京区さんの場合にすごく特徴的なのは、低層住宅地がたくさんある。坂道がある、地形が豊かだ、緑が豊

かだということで、実はかなり独自の取り組みをしています。もっとストレートに言うと、実は低層住宅地の、場合によっては個人住宅も景観形成の協議にのせているというすごい特徴を持っていて、おそらく僕の知りうる範囲では、ほかの22区にはない基準を持っていて、それでこの協議がすごく大きくなっているというのが一つの特徴です。

そのときに問題になるのは、課長の口からはなかなか言いづらいんですけども、景観というのがかなり個人情報保護法とシビアになっているというのがあって、個人住宅で協議をしなければいけないのだけれども、協議したときに、なんだ、あそこの家あんなことができるのか、金持っているじゃないかというような話、すみません、表現が悪くて申し訳ありません。そういう話が必ず付随するというのが、これはある種コミュニティの変化といえば変化だし、昔はそうじゃなかったねと言ってしまえばそれまでなのですが、なかなか個人情報のそういった面、少しセンシティブな部分を持っていますので、実は基準だから手続きだから、やったー、じゃ、これは行政の情報で一気に開示できるかという、ちょっとそこができづらいというのが、おそらく個人用の居住用資産とディベロッパーさんなんかは事業をやっていく事業用資産と、さっき会長もおっしゃった公共施設というものの少しずつ利便上も切って、扱い方を変えていかないといけないというところはあるかと思います。

逆に先ほどご指摘があったディベロッパーなんかだったら事業用資産だからいいじゃないかというんですけども、実は敵もさるもので、行政さんが前例主義だというのはよくわかっている。わかった、ここは、2,000円で売れるものを2,500円で売れば自分たちは損しないから、景観協議にも乗るよって。だから木を10本増やしましたということを出されると、行政はそれを盾にとって、あそこでもやったのだからここでもやれよという話になるのを敵はわかっている。出さないでと言うんです。

これは事業用資産であっても、うちの財産なので、あまり役所は勝手に情報を使ってもらっては困るというのは彼らがすごく気を使って、行政協議をお利口さんにこなしているみたいな部分があります。いろいろなことを申し上げましたけれども、まず区の計画がすごく低層住宅地まで入れてきめ細かくやろうとしている計画であるという特徴を持っているがゆえに、個人用の住居資産のところの情報の扱いについては繊細に扱っていく必要があるということは審議会としては全体で理解していただいたほうがいいと思います。

**○岸田会長** ありがとうございます。海津先生、いかがでしょうか。

**○海津委員** 今のご説明で非常に勉強になりました。情報の取り扱いは、これからも重々丁寧に扱っていただきたいということは、ほんとうに改めてお願いをしたいことと、その中でやはり協議に入る前にそういう取り扱いとともに、最初に載せていかどうかということをもまずアプローチをして、そのときにこういうことの懸念もあるということも含めてきちんと説明責任を果たしていただいて、どうするかというところを決めていただくという手順があってもいいのかなと思いましたが、それだけは要望をしておきます。

**○岸田会長** ありがとうございます。ちょうど予定していました時間になりました。

ほかにございませんでしたら、今回の審議会はこれで終了とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。では、これで終わります。ありがとうございました。

— 了 —